

平成31年4月1日

総務企画部長専決

## 平成31年度八代市結婚活動応援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八代市におけるまち・ひと・しごと創生に向けた本市総合戦略における取組として、結婚を望む人の出会いの場を積極的に創出する事業を行う者に対し、予算の範囲内において、八代市結婚活動応援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、20歳以上の未婚の男女が出会いカップルの成立につながる交流会等(以下「交流会」という。)であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 交流会に参加する者(以下「参加者」という。)が、八代市、氷川町又は芦北町に居住し、若しくは勤務する者又は居住する意思がある者であること。
- (2) 参加者の延べ人数が20人以上であること。
- (3) 交流会の開催後においても参加者に対し継続的に情報提供、個別相談等を行う予定であること。
- (4) 参加者から1,000円以上の参加費を徴収すること。
- (5) 営利を主たる目的としていないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する団体等とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する団体等であること。
  - ア 市民活動団体、経済団体、NPO法人、地域協議会、自治会等の非営利団体
  - イ 社会貢献事業として補助事業に取り組む企業
  - ウ その他市長が適当と認める団体等
- (2) 前項に規定する、次に掲げる要件の全てを備えている団体等であること。
  - ア 市内に住所又は事業所を有していること。
  - イ 定款、規約、会則等を備えていること。
  - ウ 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動又はこれらの活動を行う団体等の宣伝活動を行うものでないこと。

(4) 公益を害するおそれのあるものでないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費のうち別表に定める補助対象経費の額から参加費その他の収入額を控除した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1団体等につき20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1団体等につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、八代市結婚活動応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、平成31年4月22日から同年5月27日までの間に行い、先着順の受付とする。ただし、当該期間に申請を行った団体等の数が3に満たないときは、この限りでない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、八代市結婚活動応援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)又は八代市結婚活動応援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、決定を受けた内容に変更が生じたときは、八代市結婚活動応援事業補助金変更申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による補助事業の変更申請について準用する。

(補助事業の経理等)

第8条 交付決定者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しなければならない。

(状況報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業完了後、当該事業の成果等を記載した八代市結婚活動応援事業補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告書等の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して60日を経過した日又は平成32年2月29日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、八代市結婚活動応援事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、八代市結婚活動応援事業補助金請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求するものとし、市長は、当該請求を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内において必要額を概算払により交付することができる。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表（第4条関係）

### 補助対象経費

- ・ 会場使用料及び借上料（備品及び音響機器に係る費用を含む。）
- ・ バス・電車等借上料
- ・ 広告宣伝費
- ・ 講師・司会者に係る費用（謝礼・旅費）
- ・ 参加者の飲食に係る費用（食材費を含み、1人当たり2,000円を限度とする。）
- ・ 消耗品費
- ・ 事前準備に係る費用（飲食代を除く。）
- ・ 人件費（5万円を限度とする額）
- ・ その他市長が必要と認めるもの

（利益等の排除）

補助事業者自身（関係会社等を含む。）からの調達分は補助対象経費から排除する。

年 月 日

（あて先）八代市長

申請者 所在地

団体名

代表者名

⑩

八代市結婚活動応援事業補助金交付申請書

八代市結婚活動応援事業補助金の交付を受けたいので八代市結婚活動応援事業補助金交付要領第5条の規定により関係書類を添えて次のとおり提出します。

1. 交付申請額 円

2. 添付書類

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書 ※見積書等を添付すること
- （3）実施スケジュール
- （4）団体調書
- （5）団体の規約、定款等
- （6）その他市長が必要と認める書類

別紙

八代市結婚活動応援事業計画書

実施団体名	
事業(企画)名称	
事業(企画)責任者	
実施予定場所	
参加予定人数等	
参加者条件	
参加者募集方法	
事業の内容	<p>【目 的】</p> <p>【内 容】</p> <p>【カップル成立の手法】 ※実績報告の際は成立数記載</p> <p>【参加者へのフォロー体制】</p>
事業費総額	
補助金申請額	
次年度以降 の事業計画	

- 備考 1 事業の内容は詳細に記入すること  
2 事業計画に関する、見積書、カタログその他の参考資料を添付すること

## 別紙

## 収支予算書

## 1. 収 入

区分	予算額（円）	積算根拠 等
市補助金		
参加費		
その他の収入		
対象団体自己負担		
合計		

## 2. 支 出

区分	金額（円）		積算根拠 等
	補助対象	補助対象外	
合計			

補助金の額は、補助事業に要する経費のうち別表に定める補助対象経費から参加費その他の収入額を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1団体等につき20万円を限度とする。

別紙

実施スケジュール

時 期	内 容

## 団体調書

団 体 名	(ふりがな)
所 在 地	〒 八代市
代表者の職・氏名	(ふりがな) <span style="float: right;">㊟</span>
責 任 者  ※書類の送付先、事務連絡先として使用します。	氏名 住所 八代市 電話 ( ) FAX ( ) E-mail :
設立(活動)開始年月 (NPO 法人設立年月)	年 月 日 (NPO 法人設立 年 月 日)
構 成 員 数	個人： 人 (うち常勤スタッフ： 人) 団体： 団体
主 な 活 動 地 域	八代市 (例) 八代市〇〇町内など その他 ( )
広 報 関 係 の 有 無	(会報、広報誌等の発行) 有 (年 回発行) / 無
	(ホームページ) 有 (URL http://www. ) / 無
団体の活動目的	
主 な 活 動	

※団体の規約、定款等を添付すること。

## 参加者名簿

	氏名	年齢	性別	居住市町村名
1			男性・女性	
2			男性・女性	
3			男性・女性	
4			男性・女性	
5			男性・女性	
6			男性・女性	
7			男性・女性	
8			男性・女性	
9			男性・女性	
10			男性・女性	
11			男性・女性	
12			男性・女性	
13			男性・女性	
14			男性・女性	
15			男性・女性	
16			男性・女性	
17			男性・女性	
18			男性・女性	
19			男性・女性	
20			男性・女性	
21			男性・女性	
22			男性・女性	
23			男性・女性	
24			男性・女性	
25			男性・女性	
26			男性・女性	
27			男性・女性	
28			男性・女性	
29			男性・女性	
30			男性・女性	

様式第2号(第6条関係)

八市企政第 号

年 月 日

様

八代市長 中村 博生 印

八代市結婚活動応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった平成31年度八代市結婚活動応援事業については、下記のとおり交付を決定したので、八代市結婚活動応援事業補助金交付要領第6条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称	
2 補助金の交付予定額	円

八市企政第 号

年 月 日

様

八代市長 中村 博生 印

八代市結婚活動応援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった平成31年度八代市結婚活動応援事業については、下記のとおり不交付を決定しましたので、八代市結婚活動応援事業補助金交付要領第6条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称	
2 不交付の理由	

年 月 日

（あて先）八代市長

申請者 所在地  
          団体名  
          代表者名

印

八代市結婚活動応援事業補助金変更申請書

年 月 日付け八市企政第 号で交付決定を受けた八代市結婚活動応援事業について、次のとおり変更したいので、八代市結婚活動応援事業補助金交付要領第7条の規定により申請します。

1. 理由

2. 補助金申請額	変更前の額	円
	変更後の額	円
	差引（追加・減額）	円
	申請額	円

3. 変更内容 別紙のとおり

4. 添付書類

- （1）変更事業計画書
- （2）変更収支予算書
- （3）その他市長が必要と認めるもの

年 月 日

（あて先）八代市長

申請者 所在地  
団体名  
代表者名

印

八代市結婚活動応援事業補助金実績報告書

年 月 日付け八市企政第 号により補助金交付決定の通知があった事業を次のとおり実施したので、八代市結婚活動応援事業補助金交付要領第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1. 補助金交付決定額 円
2. 事業の内容 別紙事業実績書のとおり
3. 収支決算書 別紙収支決算書のとおり
4. 添付書類
  - (1) 事業実績書
  - (2) 収支決算書（支払の状況が分かる証拠書類を添付すること）
  - (3) 事業の実施状況が分かる参考資料（参加者名簿、スケジュール、写真等）
  - (4) 事業実施しての検証レポート（事業の効果、目標達成度合い、今後の展開等）
  - (5) その他市長が必要と認める書類

## 八代市結婚活動応援事業実績書

実施団体名	
事業(企画)名称	
事業(企画)責任者	
実施予定場所	
参加予定人数等	
参加者条件	
参加者募集方法	
事業の内容	<p>【目 的】</p> <p>【内 容】</p> <p>【カップル成立の手法とカップル成立数】</p> <p>【参加者へのフォロー体制】</p>
事業費総額	
補助金申請額	
次年度以降 の事業計画	

- 備考 1 事業の内容は詳細に記入すること  
2 事業計画に関する、見積書、カタログその他の参考資料を添付すること

## 別紙

## 収支決算書

## 1. 収入

区分	実績額（円）	積算根拠 等
市補助金		
参加費		
その他の収入		
対象団体自己負担		
合計		

## 2. 支出

区分	金額（円）		積算根拠 等
	補助対象	補助対象外	
合計			

補助金の額は、補助事業に要する経費のうち別表に定める補助対象経費から参加費その他の収入額を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1団体等につき20万円を限度とする。

様式第6号（第11条関係）

八市企政第 号  
年 月 日

所在地  
団体名及び代表者 様

八代市長 

八代市結婚活動応援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった八代市結婚活動応援事業補助金について、  
次のとおり額を確定したので八代市結婚活動応援事業補助金交付要領第11条の規定によ  
り通知します。

金 円

年 月 日

（あて先）八代市長

申請者 所在地  
団体名  
代表者名

印

八代市結婚活動応援事業補助金請求書

年 月 日付け八市企政第 号により交付額確定の通知があった八代市結婚活動応援事業補助金について、八代市結婚活動応援事業補助金交付要領第12条の規定により請求します。

記

	請求額	円
内訳	交付決定額	円
	交付済額	円
	今回請求額	円
	残 額	円